

【別添 - 2】「利用区分（レベル）」設定手順

(1) 「利用区分（レベル）」の設定

1) 設定要因の抽出・整理及び相対評価

利用区分設定の要因は、以下のような地域の保全ランクを決定する「共通要因： ～ 」と利用区分を規定する「物的要因： ～ 」、「社会的要因： ～ 」、「管理要因： ～ 」が考えられる。

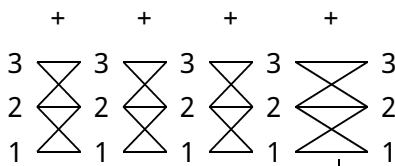
共通的要因

保護・規制計画			
国立公園保護計画		国指定鳥獣保護区	
特保・第1種特別地域	3	特別保護区	3
第2種特別地域	2	特別・鳥獣保護区	2
第3種特別地域	1	鳥獣保護区	1
世界自然遺産候補地		森林生態系保護地域	
コア地区	3	保存地区	3
コア・バッファ地区	2	保存・保全利用	2
バッファ地区	1	保全利用地区	1

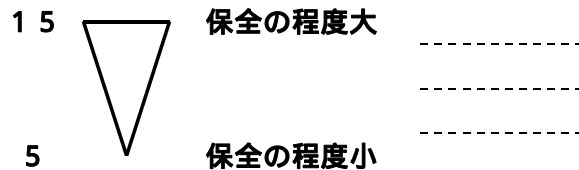
自然環境	
景観・原始性	
多	3
中	2
少	1

要因の組み合わせ

共通的要因



保全ランク



物的環境

改変の程度		アクセス難易度	
小	3	難	3
中	2	中	2
大	1	易	1

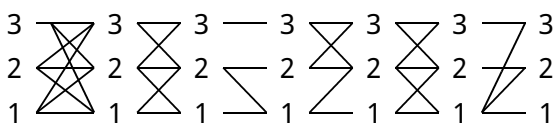
社会的環境

利用密度		利用形態	
小	3	野性的利用	3
中	2	(無施設地区・沢登り等)	
大	1	自然ふれあい	2
		(観察・探勝・登山・釣り等)	
		周遊観光	1

管理環境

施設整備		情報提供		解説・ガイド	
少	3	少	3	少	3
中	2	中	2	中	2
多	1	多	1	多	1

要因の組み合わせ



2) 「利用区分(レベル)」の設定

各要因の組み合わせ・程度により、以下の「利用区分(レベル)」が想定される。

表1 想定される利用区分(レベル)案

利用区分		レベルA	レベルB	レベルC	レベルD
共通的要因	～ 保護・規制計画	自然環境保護のための強い規制	自然環境保護のための規制がある	自然環境保護のための規制は少ない	自然環境保護のための規制は緩い
	景観・原始性	原生的な自然環境が保たれている	歩道があるが、原生的な自然環境も保たれている	一般利用に供される未舗装車道があるが自然環境が保たれている	舗装車道あり原始性は低い
	保全の程度 保全ランク	大 ←-----	-----	-----	-----> 小
物的環境	変更の程度	自然の変更は無い	自然の変更が多少ある	自然の変更が一部ある	自然の変更がある
	アクセス難易度	非常に困難(人力のみ)	困難(人力のみ)	やや困難	容易
社会的環境	利用密度	少 利用者間の出会いはほとんどない	中 利用者間の出会いは少ない	中 利用者間の出会いはやや多い	多 利用者間の出会いは多い
	利用形態 (体験の質)	野性的な自然体験 孤独/自由/静寂/自立/挑戦/危険の要素あり	自然ふれあい体験 自由/静寂の要素あり	自然探勝体験 自由/静寂の要素より、利便性/安全性の要素が高い	散策・周遊体験 利便性/安全性の要素が高い
管理環境	施設整備状況	利用施設/保護施設はない	利用施設/保護施設ともに最小限	利用施設/保護施設が見られる	利用施設/保護施設が優占する
	情報提供 (注意標識や啓発標識類)	ごく少ない	少ない	少ない	多い
	解説・ガイド	解説板はない 場合によっては自然解説員の案内が出来る	解説板は少ない 場所によっては自然解説員による案内もできる	解説板がある程度見られる 自然解説員による案内もできる	解説板が多くある 自然解説員による解説がある
	* ヒグマ対策	ヒグマの行動を最優先させ、場合によっては利用を制限する		誘因物除去や追い払い等により共生を図る	

3) 各エリアの「利用区分(レベル)」

各エリアの位置づけと「利用区分(レベル)」は、以下のように整理される。

表2 エリアの位置づけと「利用区分(レベル)」

共通的要因による 保全ランク	レベル設定要因 ~ 相対評価合計による位置づけ				
	評価点	現状の姿 *	あるべき姿 *	利用区分	
したしみのある 自然環境 ↑ ↓ 原生的な自然環境	7				
	8	8 9 11 16 18 23	8 9 11 16 18 23	レベル D	
	9				
	10	14			

	11	6		6 14	レベル C
	12	7 12		24	
	13			7 19	
	14			25	

	15	17 19 25		1 2 3 12 13 17	レベル B
	16	1 2 3 13			
	17			4	
	18	4 24			

	19				レベル A
	20				
	21	5 10 15 20 21		5 10 15 20 21	
			22	22	

* 赤・青数字はエリア番号

表3 エリア・要因別相対評価一覧表(マトリックス表)

地域	エリア	共通的要因							物的環境				社会的環境				管理環境				計			
		保護・規制計画			環境		計	保全 ランク	現	理	現	理	現	理	現	理	現	理	現	理	現	理		
	1 岩尾別温泉～羅臼岳	2.5	2	2	2	3	11.5		3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	3	2	2	2	16	15
	2 羅臼温泉～羅臼岳	2.5	2	2	2	3	11.5		3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	3	2	2	2	16	15
	3 舩ワッカ～硫黄山	2.5	2	2	2	3	11.5		3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	3	2	2	2	16	15
	4 知床連山縦走線	3	3	3	2	3	14		3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	3	2	3	3	18	17
	5 登山道以外	3	3	3	3	3	15		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	21	21
	6 ホロベツ園地	2.5	2	2	3	2	11.5		2	2	2	2	1	1	2	2	2	2	1	1	1	1	11	11
	7 幌別・岩尾別河口	3	1	3	3	2	12		2	2	1	1	1	2	2	2	2	2	1	2	3	2	12	13
	8 車道沿線(五湖まで)	2	1	1	1	1	6		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	8	8
	9 町道岩尾別線沿線	1.5	1	1	1	1	5.5		1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1	8	8
	10 和ハツ台地(海崖)	2.5	2	3	3	3	13.5		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	21	21
	11 五湖園地	3	3	1	2	2	11		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	8	8
	12 五湖園地	3	3	1	2	2	11		2	3	2	2	2	3	2	2	2	2	1	1	1	1	12	14
	13 カムイワッカ	2	1	2	2	2	9		2	2	2	2	2	2	3	2	3	3	2	1	2	2	16	15
	14 車道沿線(五湖以奥)	2.5	1	1	1	2	7.5		1	2	1	2	1	1	1	2	1	1	2	1	3	2	10	11
	15 五湖以奥森林	2.5	1	1	1	3	8.5		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	21	21
	16 横断道路沿線	2.5	2	2	2	1	9.5		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	8	8
	17 羅臼湖	3	2	2	2	3	12		3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	3	15	15
	18 羅臼集団施設地区	2	1	1	1	1	6		1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	2	1	8	8
	19 熊越の滝	2	1	1	1	2	7		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	3	2	15	13
	20 知西別岳一帯	3	2	3	3	3	14		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	21	21
	21 その他森林	3	2	2	2	3	12		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	21	21
	22 幌別川中・上流域	1.5	1	2	1	3	8.5		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	21	21
	23 車道沿線	1	1	1	1	1	5		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	8	8
	24 ルサ河口孵化場跡	1	1	1	1	2	6		2	2	3	2	3	1	1	2	3	2	3	1	3	2	18	12
	25 河口部(ルサ・オムツク・相泊)	1	1	1	1	1	5		1	1	2	2	3	2	1	2	2	2	3	2	3	3	15	14

知床連山地域
 ホロベツ・知床五湖・カムイワッカ・羅臼湖・知床横断道路沿線地域
 知西別岳及びその周辺地域
 ルサ～相泊間の道路沿線地域

国立公園保護計画
 国指定鳥獣保護区
 世界自然遺産候補地
 森林生態系保護地域
 景観・原始性
 改変の程度

利用密度
 施設整備
 アクセス難易度
 利用形態
 情報提供
 解説・ガイド

現 = 現状の姿
 理 = あるべき姿

【参考】 各地域・エリアの位置付け概念図

知床連山地域、 知西別岳及びその周辺地域

保全 ランク	物的環境		社会的環境		管理環境			相対 評価
	変更程度	アクセス難易	利用密度	利用形態	施設整備	情報提供	解説ガイド	
	小 1 2 3 4 5	難 4 5	小 5	野性的 5	少 5	少 5	少 5	3
	20 21 22	20 21 22	20 21 22	20 21 22	20 21 22	20 21 22	20 21 22	
	1 2 3	1 2 3	1 2 3 4	1 2 3 4	1 2 3 4	1 2 3 4	1 2 3 4	2
	大	易	大	観光的	多	多	多	1

ホロベツ・知床五湖・カムイワッカ・羅臼湖・知床横断道路沿線地域

保全 ランク	物的環境		社会的環境		管理環境			相対 評価
	変更程度	アクセス難易	利用密度	利用形態	施設整備	情報提供	解説ガイド	
	小 10 12	難 10 15	小 10 12	野性的 10 15	少 10 13 15	少 10 15	少 10 15 17	3
	15 17	6 7 6 12 13	15	6 12 13	6 7 9 12	13 14	8 7 11	
	13 14 19	14 17 19	7 13 17	17 18 19	17 19	17 19	13 16 19	2
	8 9 11	7 8 9	7 8 9 11	7 8 9	8 11 12	6 7 8 9	6 9 12	1
	16 18	11 16 18	14 16 18	11 14 16	14 16 18	11 12 16	18	
	大	易	大	観光的	多	多	多	

ルサ～相泊間の道路沿線地域

保全 ランク	物的環境		社会的環境		管理環境			相対 評価
	変更程度	アクセス難易	利用密度	利用形態	施設整備	情報提供	解説ガイド	
	小	難	小	野性的	少	少	少	3
	24	25	25	25	24 25	25	23 24	
	23 25	23 24	23 43	23 24 25	23	23 24		2
	大	易	大	観光的	多	多	多	1

* 枠内の数字はエリア番号

別紙

7 「利用の心得」(立ち入りに当たっての留意事項、禁止事項)の検討例

(1) 共通事項

安全管理に関する事項

(ヒグマ対策)

- ・ 当地区は、ヒグマの高密度生息地であり、いつでもヒグマに遭遇する可能性があるため、利用者の安全確保とヒグマの自然な行動形態を変化させないために以下のことに十分に留意するほか、知床自然センターや羅臼ビジターセンターのホームページや事前レクチャーなどでの注意事項を守ること。
- ・ ヒグマに対して故意に餌を与えないこと。
- ・ ヒグマ等の野生動物を誘引しないよう、野外での焼肉や食べ歩き、釣った魚や弁当殻、ジュース缶などゴミを捨てるなどの行為をしないこと。
- ・ 野営場や野営指定地以外では野営しないこと。
- ・ ヒグマの生息密度が特に高い場所や季節的にヒグマが集中する場所等、立ち入りを控えるよう指示された場所には立ち入らないこと。
- ・ エゾシカや漂着した海獣類などの動物の死体があった場合、ヒグマが餌付いている恐れがあるので不用意に近づかないこと。
- ・ ヒグマと至近距離で不意に出会うことが事故の原因となる見通しの悪い場所では声を出すなどあらかじめ人の存在を伝える努力をすること。
- ・ 常に周囲に気を配り、ヒグマの痕跡には注意を払うこと。(特にサケマス遡上時期の河川などはヒグマが集まりやすい。)
- ・ 夜間や薄明薄暮、濃霧の時など視界が効かない時には、突発的な遭遇が起こりやすいので、なるべく野外で行動しないようにすること。
- ・ 進行方向にヒグマを目撃した場合は、無理をせずに引き返すこと。
- ・ ヒグマを目撃した場合は、羅臼ビジターセンター、または知床自然センターに連絡すること。
- ・ ヒグマ等の野生動物に食料やゴミを取られたり、これらを狙って近づく個体が確認された場合は速やかに引き返すこと。(取られたものは取り返さないこと。)また、他の利用者の安全性確保のため、羅臼ビジターセンター、または知床自然センターに報告すること。
- ・ 車から離れる際は、クマスプレー、フードコンテナ、鈴等安全管理、事故防止のための装備を備えること。

一般的事項

(原則)

- ・ 当地区の自然環境が損なわれることのないよう、利用者は自然環境の保護に対する意識を高く持ち、野生動物の行動が利用者により変化しないよう配慮するとともに、自

然環境へのインパクトを極力抑制するよう配慮すること。

- ・ 自然ガイドなどによって収益事業を行う「事業者」は、日頃から情報の収集を行い、対応する一般「利用者」に対し、当「利用の心得」に関する啓発・教育に心がけ、彼らの行動に責任を持つこと。
- ・ 次に訪れる利用者に当地区ならではの自然体験が味わえるよう、利用の痕跡を残さないようにすること。

(自然物への干渉)

- ・ 外来種は故意に持ち込まないこと。また、無意識の持ち込みを防止するため、衣服、靴等に付着した種子等の除去に努めること。
- ・ 土石や植物を採取したり、傷つけたりしないこと。
- ・ 岩石、立木などに落書きをしないこと。

(野生動物への干渉)

- ・ 動物の撮影や観察を目的として個体、群れ、繁殖地には近づかないこと。
- ・ キタキツネ、ヒグマ、野鳥など野生動物に餌を与えないこと。
- ・ 夜間にライトによる照射で動物を驚かしたり、追い立てるなどの行為を行わないこと。
- ・ ペット類は同伴しないこと。

(植生保護等)

- ・ 歩道や登山道では、道を踏み外さないこと。

(騒音)

- ・ 騒いだり、大きな音を出す等、当地区の静寂な自然環境の雰囲気壊すような行為は行わないこと。(ヒグマ対策は除く)

(ゴミの処理)

- ・ ゴミは埋めたり、燃やしたりせず全て持ち帰ること。なお、羅臼町内においては、持ち帰るか観光客専用指定ごみ袋を利用し専門業者に渡すこと。

(その他)

- ・ 海産物の採取や漁業活動・施設(コンブ干し、定置網、番屋施設等)に立ち入るなど漁業活動に支障を与える行為を行わないこと。
- ・ 自然保護官、森林官、巡視員、監視員など管理者の指導、指示に従うこと。

(2) 地域別事項

知床連山地域

(事前準備)

- ・ 自己の体力と自然条件等を勘案し、事前に十分検討した余裕のある日程の計画を立てること。
- ・ 行き先、日程等は家族等にも知らせておくこと。また、登山や立ち入りに際して、関係機関等への手続きが必要な場合は、事前に済ませておくこと。
- ・ 万が一の遭難事故の場合には、地元関係者に多大な迷惑をかけることになることを十分に認識し、保険契約等の対応に万全を期すること。
- ・ 防寒着や食料等の装備は十分に用意し、地形図やコンパスを携行すること。また、利用形態に応じ、安全管理、事故防止のための装備を備えること。

- ・ 単独行動は原則として避けること。

(情報収集等)

- ・ 立入に当たっては、羅臼ビジターセンター或いは知床自然センターで自然情報や危険箇所、残雪状況等の情報を収集すること。

(ヒグマ対策)

- ・ 野営の際には、ヒグマとの軋轢を避けるため、テント場、調理場、及び食料保管場を分け、フードコンテナ(フードロッカーが整備されている野営指定地ではフードロッカー)の使用などヒグマが食料やゴミを得られないような対策をとること。
- ・ ヒグマ等の野生動物を必要以上に誘引しないよう、食料や持ち物はできるだけ臭いが発生しないものを選定すること。

(植生保護等)

- ・ 湿原、高山植生など脆弱な植生地への踏み込みは避けること。
- ・ ロープが設置されている場所ではそれを超えて立ち入らないこと。
- ・ 枝条の刈り払いは行わないこと。

(たき火)

- ・ たき火は行わないこと。

(野営)

- ・ 登山道利用の場合は、非常の場合を除き、野営指定地以外での野営は行わないこと。
- ・ 登山道利用以外の場合は、植生に悪影響を与える場所での野営は行わないこと。
- ・ 野営地での行動についても植生への悪影響を与えないよう配慮すること。
- ・ ロープ等で野営場所が定められている場所では、ロープを超えて野営を行わないこと。
- ・ 野営に当たっては、利用の痕跡を残さないようにすること。

(ゴミ、排泄物等の処理)

- ・ 石けんや洗剤は極力使用しないこと。やむを得ず使用する場合は、無リンのものや生物分解可能なもの等環境への負荷が少ないものを使用すること。
- ・ 食料品は、事前に無駄な包装等は取り除いておくこと。また、調理や食事に際して汚排水が出ないものを選定したり、使用後の食器はトイレトペーパーで拭く等自然環境に配慮すること。
- ・ 調理の排水は水場に直接流さず、水場から50m以上は離れていること。
- ・ 携帯トイレを携行し、排泄した糞便及び排泄に使用した紙類は持ち帰ること。
- ・ やむを得ぬ排泄は、水場となる場所や野営地、およびトレッキングルートから50m以上離れた場所で行い、使用済みのトイレトペーパーは持ち帰ること。
- ・ 排泄は、登山道利用者で日帰りの場合は、極力麓で用を済ますこと。また、登山道沿線の主な休憩場所付近は避けること。

(溪流釣り)

- ・ 魚類保護のため、産卵期での釣りは控えること。
- ・ 魚類を釣る際はキャッチアンドリリースするか、自家消費する範囲内とすること。

(その他)

- ・ 目印(デボ旗、テープ等)の設置等は極力避け、設置する場合は回収すること。

- ・ ルート確保のためのロープ等を設置する際は回収すること。

ホロベツ・知床五湖・カムイワッカ・羅臼湖・知床横断道路沿線地域

ホロベツ・岩尾別

(情報収集等)

- ・ 利用に当たっては知床自然センター等で情報を収集すること。

(植生保護等)

- ・ 枝条の刈り払いは行わないこと。

(釣り)

- ・ 溪流では、魚類保護のため、産卵期での釣りは控えること。
- ・ 溪流での魚類を釣る際はキャッチアンドリリースするか、自家消費する範囲内とすること。なお、岩尾別川では、自然生態系復元のためサケ・マスの放流をしているので釣りは控えるかキャッチアンドリリースの範囲内とすること。
- ・ 河口部サケ・マス釣りに際しては、資源の保護や陸と海の自然生態系に影響を与えないよう配慮し、釣り魚は一人で徒歩により持参して帰還できる程度以下とし、魚卵のみの捕採は行わないこと。
- ・ 海岸部や河口部で釣った魚或いはその一部を放置したり、捨てないこと。

知床五湖

(情報収集等)

- ・ 利用に当たっては、あらかじめ知床自然センター等でマイカー規制、ヒグマ出没による歩道利用規制の情報等を入手するよう努めること。
- ・ 自然ガイドなどによって収益事業を行う「事業者」は、日頃から情報の収集を行い、対応する「一般利用者」に対し、当「利用の心得」に関する啓発・教育に心がけ、彼らの行動に責任を持つことその他、歩道利用規制の場合でも、許された場所での自然解説や利用の分散により利用者サービスの向上になるよう努めること。

(植生保護等)

- ・ 木道が設置されている場所では木道上を歩くこと。
- ・ 湿原など脆弱な植生地や展望場所脇の水際植生地への踏み込みは避けること。
- ・ 展望場所を写真撮影等のため長時間占拠しないこと。
- ・ ロープや柵が設置されている場所ではそれを超えて立ち入らないこと。
- ・ 枝条の刈り払いは行わないこと。

カムイワッカ

(情報収集等)

- ・ マイカー規制の内容や落石対策等の工事による通行止め等の情報をあらかじめ把握するよう努めること。
- ・ 湯の滝に到達する沢沿いは、滑りやすく転倒して怪我をする恐れがある等、誰でもが容易に行くことができる場所ではないため、事前の情報収集や履き物など事前準備に努めること。

知床横断道路（公園計画車道）

（情報収集等）

- ・ 利用に際しては、通行止め等の道路情報をあらかじめ入手すること。

（安全対策）

- ・ 交通規則を守り、エゾシカ・キツネ等野生動物の飛び出しに注意すること。
- ・ 知床峠園地以外は原則として駐車しないこと。

（植生保護等）

- ・ 道路外、柵外に立ち入り写真撮影等を行わないこと。

羅臼湖

（情報収集等）

- ・ 利用に当たっては、羅臼ビジターセンター等で情報を収集すること。

（植生保護等）

- ・ 木道が設置されている場所では木道上を歩くこと。
- ・ 湿原など脆弱な植生地への踏み込みは避けること。
- ・ ロープや柵が設置されている場所ではそれを超えて立ち入らないこと。
- ・ 枝条の刈り払いは行わないこと。

羅臼温泉集団施設地区

（情報収集等）

- ・ 歩道、キャンプ場等の利用に当たっては、羅臼ビジターセンター等で情報を収集すること。

（野営、車中泊等）

- ・ 野営はキャンプ場で行うこととし、車中泊は公園外のオートキャンプ場で行うこと。

（ゴミの処理）

- ・ ゴミは持ち帰るか、羅臼町指定の観光客専用ゴミ袋を利用し、専門業者へ渡すこと。

（植生保護等）

- ・ ロープや柵が設置されている場所ではそれを超えて立ち入らないこと。
- ・ 枝条の刈り払いは行わないこと。

熊越の滝

（情報収集等）

- ・ 利用に当たっては、羅臼ビジターセンター等で情報を収集すること。

（ゴミの処理）

- ・ ゴミは持ち帰るか、羅臼町指定の観光客専用ゴミ袋を利用し、専門業者へ渡すこと。

（植生保護等）

- ・ 湿原など脆弱な植生地への踏み込みは避けること。
- ・ 枝条の刈り払いは行わないこと。

知西別岳及びその周辺地域

(基本事項)

- ・ 当地域は、道などの施設はなく、刻々と変化する気象状況や高密度なヒグマの生息など極めて厳しい自然条件が存在する地域であり、一般的な利用に関する安全性や快適性は全く保証されていない。従って、当地域内に立ち入る「利用者」は、これら過酷な条件に自らの力だけで対処できる極めて高度な技術と体力が求められ、全ての行動に自己の判断が要求され、その結果は全て自己の責任に委ねられることを十分に自覚すること。

(事前準備)

- ・ 自己の体力と自然条件等を勘案し、事前に十分検討した余裕のある日程の計画を立てること。

(情報収集等)

- ・ 立入に当たっては、羅臼ビジターセンターあるいは知床自然センターで危険箇所、残雪状況等の情報を収集すること。

(植生保護等)

- ・ 湿原、高山植生など脆弱な植生地への踏み込みは極力避けること。
- ・ 枝条の刈り払いは行わないこと。

(たき火)

- ・ たき火は行わないこと。

(野営)

- ・ 植生に悪影響を与える場所での野営は行わないこと。
- ・ 野営に当たっては、利用の痕跡を残さないようにすること。

(その他)

- ・ 目印(デボ旗、テープ等)の設置等は極力避け、設置する場合は回収すること。
- ・ ルート確保のためのロープ等を設置する際は回収すること。

ルサ～相泊間の道路沿線地域

(情報収集等)

- ・ 雪崩、落石による通行止めなどの情報をあらかじめ入手すること。

(漁業との軋轢回避)

- ・ コンブ漁時期には干場に立ち入らないこと。
- ・ 路上に駐車しないこと。

(植生保護等)

- ・ 枝条の刈り払いは行わないこと。

(溪流釣り)

- ・ 魚類保護のため、産卵期での釣りは控えること。
- ・ 魚類を釣る際はキャッチアンドリリースするか、自家消費する範囲内とすること。

(サケ・マス釣り)

- ・ 河口部サケ・マス釣りに際しては、資源の保護や陸と海の自然生態系に影響を与えないよう配慮し、釣り魚は一人で徒歩により持参して帰還できる程度以下とし、魚卵のみの捕採は行わないこと。
- ・ 海岸部や河口部で釣った魚或いはその一部を放置したり、捨てないこと。